

分担金・拠出金の名称	国際科学技術センター(ISTC)拠出金	平成28年度 予算額	40,159千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国際科学技術センター(ISTC)				
国際機関の概要	「国際科学技術センターを設立する協定」に基づき、旧ソ連諸国の大量破壊兵器及びその運搬手段の研究開発に従事していた研究者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させることにより、ソ連崩壊に伴う大量破壊兵器関連技術の拡散を防止することを目的として、1994年3月に設立された国際機関。支援国が拠出した資金を活用して、ISTCがプロジェクトの管理、監査等を行い、旧ソ連諸国の研究者・技術者がプロジェクトを実施しており、G7グローバルパートナーシップの事業の一つとして位置づけられている。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	ISTCは、旧ソ連諸国の大量破壊兵器及びその運搬手段の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させることにより、懸念国やテロ組織への流出を防ぐとともに、雇用確保・国際科学コミュニティへの統合を支援し、旧ソ連諸国からの大量破壊兵器拡散の防止に貢献している。1994年以来、ISTCのプロジェクトには延べ7万5000人以上の旧ソ連諸国の科学者・技術者が従事し、大量破壊兵器関連技術の拡散が抑制されている。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ISTCには民間企業等がパートナー(事業協力企業)として研究プロジェクトに投資する制度があり、民間企業等のニーズに応じたプロジェクトを実施可能。ISTCの仲介により、各種税金の免除、機材の調達、プロジェクト実施に当たる各種手続の代行等、調達や手続きが容易となり、我が国の研究機関や民間企業等が低コストでこれらの国の研究機関と共同研究を行っている。現在、約80の日本企業(海外法人含む)・機関がパートナーとなっている。 ・我が国はISTCの最高意思決定機関である理事会において、1994年の創設時以来、ISTCの活動や運営方針を決定する理事国としてISTCの意思決定に参画しており、また我が国の利益確保に努めている。 ・我が国はISTCの活動への協力により「G7グローバル・パートナーシップ」における大量破壊兵器関連の人的不拡散取組に貢献。G7広島外相会合で採択された「不拡散及び軍縮に関するG7声明」でもISTCへのより広範な参加が奨励された。 				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	ISTCは事務局運営の合理化に向けて、職員削減等に取り組み、事務局運営費を削減してきている(2015年は2011年と比して約34%)。また、年2回開催される理事会等の場において、財務状況説明、事業報告等が行われている。更にISTCは外部監査法人による監査を年一回受けており、資金の適正な利用が確認されている。				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	過去には、文科省から2名の邦人職員を派遣していたが、平成26年7月に、ISTC事務局の組織体制の縮小・改編により、文科省からISTC事務局次長ポストへの派遣を停止しており、その後の邦人職員数は1名(シニア・プロジェクト・マネージャー)となっている(なおISTC職員の多くは所在地国(カザフスタン)職員であり、国際職員ポストは9(2015年末現在で米5、EU2、日本1、韓国1(空席))であり、日本人の占める割合は11.1%)。				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	ISTCにおいては、以下のとおりPDCAを確保。①Plan: ISTC事務局が次年度の事業計画及び予算案を作成し、加盟国代表が出席する運営理事会前に各加盟国に配布。運営理事会において事務局から説明を受け、検討の上、承認している。②Do:各事業の実施はISTC事務局及び被支援国に置かれている事務局支部で管理されており、年2回、加盟国が出席する運営理事会の場で、事務局から事業の実施状況の報告を受けている。③Check:ISTC事務局が発出する年次報告書及び四半期毎のプログラムの実施報告に基づき、事業の成果を加盟国が確認している。また、ISTC事務局は外部の会計事務所による会計監査を受け、その報告書を各加盟国に送付しており、予算の適正な執行が確保されている。④Act: 運営理事会その他の機会において他の支援国との会合を持ち、ISTC事務局運営及び事業の改善について協議・意見交換を実施している。				
担当課・室名	軍縮不拡散・科学部 国際科学協力室				